

平成 29 年度 第 13 回江津市農業委員会総会

日時：平成 30 年 3 月 20 日(火) 午前 9 時 30 分～

場所：島根県石見地域地場産業振興センター 1 階会議室

○ 出席農業委員（10 名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番藤井孝子
4 番和田幸子 5 番二本木俊二 6 番大村理之
7 番山本秀彦 8 番田代和秋 9 番深野政勝
10 番原田和徳

○ 出席推進委員（8 名）

崎谷靖徳、佐々木康規、佐々木要、流理森
仲津和法、吉岐和功、階本誠一、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長西谷公巳夫
係長浜松宏之

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

局 長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成 29 年度、第 13 回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしく願います。

会 長 おはようございます。それではただ今より、平成 29 年度、第 13 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は柳原委員、河村推進委員、井上推進委員、湯浅推進委員から欠席の報告がありました。出席委員は過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には、挙手の上、指名を受けてから願います。

会 長 日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解いただきましたので、9 番 深野 政勝 委員、10 番 原田 和徳 委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしく願います。

農地法第 18 条第 6 項

会 長 日程第 2、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

事務局 議案書は 2 ページと 3 ページと 4 ページに渡りますので、そちらをご覧頂きたいと思います。まず、2 ページの番号 1 です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は合計で●●●●。賃貸人は●●●●。賃借人は●●●●です。解約届出日は平成 30 年 3 月 1 日で、解約成立日は平成 30 年 1 月 15 日、土地引渡時期は平成 30 年 1 月 15 日です。解約の理由は合意解約でございます。次に番号 2 をご覧下さい。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。賃貸人は●●●●。賃借人は●●●●。解約届出日と解約成立日と土地引渡時期、解約の理由も先程と同じでございます。次に番号 3 です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。賃貸人は●●●●。賃借人は●●●●。解約届出日と解約成立日と土地引渡時期、解約の理由も先程と同じでございます。3 ページをご覧下さい。番号 4 になります。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。賃貸人は●●●●。賃借人は●●●●。解約届出日と解約成立日と土地引渡時期、解約の理由も先程と同じでございます。次に番号 5 です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●。賃貸人は●●●●です。賃借人は●●●●です。解約届出日と解約成立日と土地引渡時期、解約の理由も先程と同じでございます。次に番号 6 です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●㎡でございます。賃貸人は●●●●です。賃借人は●●●●です。解約届出日は平成 30 年 3 月 1 日で、解約成立日は平成 30 年 2 月 19 日、土地引渡時期は平成 30 年 2 月 26 日です。解約の理由は合意解約でございます。次に 4 ページをご覧下さい。番号 7 です。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●。賃貸人は●●●●です。賃借人は●●●●です。解約届出日は平成 30 年 3 月 1 日で、解約成立日は平成 30 年 3 月 26 日、土地引渡時期は平成 30 年 3 月 31 日です。解約の理由は合意解約でございます。以上、届出がありましたので、報告をいたします。

会 長 ただ今、事務局より報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

●●推進委員 質問というよりお願いなのですが、備考欄に合意解約された場合には、あと農地利用集積で出てくると思いますが、合意解約したあとにどなたが受け皿としてなるのかということが、承知出来れば農林水産課へお願いをしたいと思えます。

事務局 わかりました。農林水産課の方へお伝えいたします。

●●推進委員 しかし、なんでこの時期に中間管理機構と解除して、また集積にあがっているのだろうか。

事務局 年数か始まりの時期かを変える為に合意解約をして、また一からされるという話はお聞きしました。

●●推進委員 また、あとで質問すると思うが、あとのは3年7ヶ月の契約になっているが10年ではなかったのですね。

事務局 ないですね。

●●推進委員 わかりました。

会 長 他に何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、報告のとおり、ご了承願います。

農地法 第3条

《 二宮町神主 》

会 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は5ページ、位置図は1ページになりますので、そちらをご覧くださいと思います。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●。権利の種別は3条の有償移転でございます。譲渡人は●●●●です。申請事由としましては、高齢のため耕作が出来ない、譲受人の希望によって譲り渡したいということでございます。譲受人は●●●●です。申請事由としましては、農業経営拡大のために購入したいということでございます。受入世帯は2人中2人です。申請人は木原行政書士さんで、対価は●●●●。担当委員は深野委員でございます。3条の有償移転であります、下限面積の要件は十分に満たしております。その他、農業も出来るということも書いてありますの

で、特に問題はございませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 位置図の 1 ページをご覧ください。都野津の津宮団地を下へ進み過ぎますと、右手に位置します。この団地と該当土地の右側には●●●●。やや右上から下へ下がる道がありますが、位置図には載っていませんが、下の方には江津皆井田線の古い道に出ます。今は大きな道になっています。江津皆線から行きますと左折した所になります。この申請にありますように、農業経営を拡大するためということで、ここの辺りは家がまばらですが増えてきておりますが、ここは農地として残っておりまして、耕作をされたいということでございます。申請通り、間違いはありませんのでよろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

農地法 第 5 条

《 二宮町神主 》

会 長 日程第 4、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 6 ページ、位置図の方は 2 ページをご覧くださいと思います。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●。権利は所有権の移転でございます。譲渡人は●●●●です。譲受人は●●●●です。転用目的としましては、宅地を拡張するということでございます。理由としまして、隣接の住宅に居住しているが、手狭なため宅地を拡張したいということでございます。申請人は三浦行政書士さんで、対価は 10a あたり●●●●。担当委員は深野委員で、工期は許可のあった日から平成 30 年 5 月末日までを予定と

されております。立地基準、一般許可基準に照らし合わせてみましたが、特に問題はございませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 位置図は 2 ページをご覧ください。右上の端から左下へ県道皆井田江津線が通っております。都野津交差点から約 1 キロ進んだ所で右折をしますが、その角には精米所があります。その反対には三本松公園がございます。右折して水尻川の橋を渡りまして、約 50m 進みますと申請地がございます。●●●●さんの土地は細長くて周りに余裕が無いということで、今回申請地の斜線部分の土地を宅地として購入して広げたいということでございます。周りはだんだん宅地化されてきておりますので、周りに影響を与えることも無いと考えられます。よろしくお願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

非農地証明願

◀ 渡津町 ▶

会 長 日程第 5、議案第 3 号「非農地証明について」を議題といたします。この度の非農地証明は 6 件ありますが、全てが●●●●の上で隣接しておりますので、一括議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私と野村推進委員から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 7 ページと 8 ページになります。位置図は 3 ページをご覧ください。写真も用意しておりますので、そちらもご覧頂ければと思います。それでは、7 ページの番号 1 です。農地の場所は●●●●、登記簿は畑で現況は原野でございます。面積は●●●●。非農地証明をして欲しいということです。所有者は●●●●。非農地の事由でございますが、申請地は昭和 49 年月日不詳より

耕作しておらず原野となっているということでございます。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は農業委員の佐々木英夫委員と農地利用最適化推進委員の野村委員です。番号 2 です。農地の場所は●●●●、地目は先程と同じでございます。面積は合計で●●●●。所有者は●●●●。非農地の事由と備考にあります内容は、先程と同じでございます。番号 3 です。農地の場所は●●●●、地目は先程と同じでございます。面積は●●●●㎡。所有者は●●●●です。非農地の事由と備考にあります内容は、先程と同じでございます。次に 8 ページの番号 4 です。農地の場所は●●●●の 3 筆です。登記簿はみんな畑ですが、現況は原野です。面積は合計で●●●●。所有者は●●●●。非農地の事由と備考にあります内容は、先程と同じでございます。番号 5 です。農地の場所は●●●●の 2 筆です。地目は先程と同じでございます。面積は合計で●●●●。所有者は●●●●。非農地の事由と備考にあります内容は、先程と同じでございます。番号 6 です。農地の場所は●●●●の 3 筆です。地目は先程と同じでございます。面積は合計で●●●●。所有者は●●●●。非農地の事由は先程と同じで、昭和 49 年月日不詳より耕作しておらず原野となっているということでございます。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は農業委員の佐々木英夫委員と農地利用最適化推進委員の野村委員でございます。以上でございます。

会 長 それでは、担当委員の私と推進委員の野村委員から調査結果の報告をいたします。

1 番委員 位置図の 3 ページをご覧ください。261 号線のカーブの所に●●●●がありますけれど、この山の上に申請地がございます。●●●●までは 9 号線バイパスを 261 号線の交差点から約 2 キロの辺りになります。そこから右上の方へ進むと桜江町方面になります。右側には江の川になっています。写真を見て頂くと分かるように、山の頂上付近になっておりまして、17 日に野村推進委員と現地へ上がることはできないので、対岸の方から二人で確認をいたしました。ご覧のように現在も採石が頂上付近まで進んでおりまして、頂上の木々が少なくなったり、山肌が露わになって削られている状況です。●●●●近くの 80 歳半ばのおばあさんに聞いた所、おばあさんが 20 代前半にここへお嫁に来たそうで、ここの辺りは桑が一面に植えてあって、ほとんどの家が蚕を飼ってお

られたそうです。そのために、畑などは山の上にあったと言われておられました。山の上の畑では、芋を植えておられたということです。そのおばあさんも山の上の畑に行ったことがあるそうで、●●●●がありますが、その上に墓地があります。そこから細い道がありまして、その道を登って行っておられたそうです。もう60年くらい誰も行っていないのではないかと話しておられました。

会 長 それでは、野村推進委員よろしくお願ひします。

野村推進委員 今、佐々木委員が言われたように、先週の土曜日に現地確認をいたしまして、本来は現地へ行く予定でしたが道が無いようですので、対岸の三江線の方から目視で確認をいたしました。中の詳しいことはわかりませんが、長い間耕作放棄をされておりますし、農地としての利用は困難ではないかと判断をいたしました。以上でございます。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の1から6については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 日程第6、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 今日、お配りしました意見第1号の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認についてをご覧下さい。それでは、1ページになります。桜江と江津地区があがっております。3年、5年、7年、10年とございます。今回あがっておりますのは、全部で24件ありまして合計が●●●●。その内、新規が●●●●。あとは再設定でございます。次の2ページをご覧下さい。番号1です。農地の場所は●●●●、いずれも田でございます。面積は合計で●●●●㎡ございまして再設定です。利用権を設定する者が●●●●。受ける者

としましては●●●●。利用目的は田で、5年の使用貸借ということでございます。次に番号2です。農地の場所は●●●●、田でございます。面積は●●●●㎡ございまして新規です。利用権を設定する者が●●●●。受ける者としてしましては●●●●。利用目的は田で、5年で10aあたり●●●●円ということで賃貸借でございます。備考の方に解除条件付きということで書いてあります。次に番号3です。農地の場所は●●●●、田でございます。面積は●●●●㎡ございまして新規です。利用権を設定する者が●●●●です。受ける者としてしましては●●●●。利用目的は田で、5年の使用貸借ということでございます。次に3ページをご覧ください。番号4です。農地の場所は●●●●、いずれも田でございます。面積は合計で●●●●新規です。利用権を設定する者が●●●●。受ける者としてしましては●●●●。利用目的は田で、5年の使用貸借ということでございます。番号5です。農地の場所は●●●●、いずれも田でございます。面積は合計で●●●●新規です。利用権を設定する者が●●●●。受ける者としてしましては、先程と同じ●●●●。利用目的は田で、5年の使用貸借ということでございます。番号6です。農地の場所は●●●●、畑でございます。面積は●●●●再設定です。利用権を設定する者が●●●●。受ける者としてしましては●●●●。利用目的はハウス栽培で、10年、●●●●円です。いわゆる農地中間管理事業で賃貸借ということでございます。次に4ページの番号7です。農地の場所は●●●●、畑でございます。面積は●●●●㎡の内●●●●新規です。利用権を設定する者が●●●●。受ける者としてしましては●●●●。利用目的は畑で、10年、●●●●。農地中間管理事業で賃貸借ということでございます。番号8です。農地の場所は●●●●、畑でございます。面積は●●●●して新規です。利用権を設定する者が●●●●。受ける者としてしましては●●●●。利用目的は畑で、5年、●●●●。農地中間管理事業で賃貸借ということでございます。番号9です。農地の場所は●●●●、田でございます。面積は●●●●して新規です。利用権を設定する者が、●●●●。受ける者としてしましては●●●●。利用目的は田で、10年、10aあたり●●●●円です。農地中間管理事業で賃貸借ということでございます。次に5ページの番号10になります。農地の場所は●●●●、田でございます。面積は●●●●して新規です。利用権を設定する者が●●●●。受ける者としてしましては●●

●●。利用目的は田で、10年、●●●●。農地中間管理事業で賃貸借ということでございます。番号11です。農地の場所は●●●●、畑でございます。面積は●●●●の内●●●●でございますして新規です。利用権を設定する者が●●●●。受ける者としましては●●●●。利用目的は畑で、3年10ヶ月で10aあたり●●●●円ということで賃貸借でございます。備考の方に解除条件付きということを書いてあります。番号12です。農地の場所は●●●●、田でございます。面積は●●●●して新規です。利用権を設定する者が●●●●。受ける者としましては●●●●。利用目的は田で、10年の10aあたり●●●●。賃貸借●●●●。次の6ページの番号13です。農地の場所は●●●●、田でございます。面積は●●●●して新規です。利用権を設定する者が●●●●。受ける者としましては●●●●。利用目的は田で、10年の10aあたり●●●●。賃貸借ということでございます。番号14です。農地の場所は●●●●、田でございます。面積は●●●●して新規です。利用権を設定する者が●●●●です。受ける者としましては●●●●。利用目的は田で、10年の10aあたり●●●●円。賃貸借ということでございます。番号15です。農地の場所は●●●●、田でございます。面積は●●●●まして新規です。利用権を設定する者が●●●●です。受ける者としましては●●●●。利用目的は田で、10年の10aあたり●●●●円。賃貸借ということでございます。次に7ページの番号16です。農地の場所は●●●●、田でございます。面積は●●●●㎡ございまして新規です。利用権を設定する者が●●●●です。受ける者としましては●●●●です。利用目的は田で、10年の10aあたり●●●●円。賃貸借ということでございます。番号17です。農地の場所は●●●●、田でございます。面積は●●●●して新規です。利用権を設定する者が●●●●。受ける者としましては●●●●。利用目的は田で、10年の10aあたり●●●●。賃貸借ということでございます。番号18です。農地の場所は●●●●、畑でございます。面積は●●●●して再設定です。利用権を設定する者が●●●●。受ける者としましては●●●●。利用目的は畑で、10年、10aあたり●●●●。農地中間管理事業で賃貸借ということでございます。次に8ページの番号19です。農地の場所は●●●●、畑でございます。面積は●●●●まして再設定です。利用権を設定する者が●●●●です。受ける者

としましては●●●●。利用目的は畑で、7年です。農地中間管理事業で使用貸借ということでございます。これは合意解約で出てきた土地でございます。次に番号20です。農地の場所は●●●●、田でございます。面積は●●●●して新規です。利用権を設定する者が●●●●。受ける者としてましては●●●●。利用目的は畑で、3年、10aあたり玄米●●キロとなっております。賃貸借ということでございます。以上、報告をいたします。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

●●委員 　2番と11番に付帯条件が付いていますけれど、どのような状況のときに付帯条件を受けることになっているのですか。

事務局 　企業は、そもそも農地を借りることが出来ません。農業生産法人いわゆる適格法人は農地を買うことが出来ますが、企業は出来ません。その代わり基盤強化法という中では解除条件付きで利用権を設定出来ると言うようになっている、その条件の一文でございます。

●●推進委員 　わかりました。それと、もう一つ15番の●●●●ですが、●●の●●の字が、議案書の方ではカタカナでなっていて、こちらではひらがなとなっているが。

事務局 　カタカナが正しいです。申し訳ありませんが、訂正をお願いします。

●●推進委員 　わかりました。

会 長 　私の方からよろしいでしょうか。12番と13番で10aの賃借料についてですが、例えば12番ですと●●●●で総額が●●●●円と下がっていますが、これはどのような意味なのですか。

事務局 　おそらく、●●●●、カッコの●●●●円と下がっているのは、●●●●㎡しかありませんので、それを計算するとこのようになるということです。

会 長 　わかりました。他に何かご質問等はありませんか。

●●推進委員 　よろしいでしょうか。利用権の設定を受ける者と書いてあって、経営面積として現在管理されているものもありますけれど、これは実態で今されておられる人の畑や田の面積なのですか。

事務局 　農地台帳に載っている面積を、そのまま反映させているもので、実際に作っ

ている、作っていないという判断は出来ていません。

●●推進委員 この間、この中の一部の人に確認をしたら、これの10倍くらいは作っていると言われていました。具体的に言いますと、24aですから二反四千くらい作っておられますかと聞いたら、私の所は二十反以上は作っていると言われたものですから、今質問をしてみた訳です。

事務局 届け出がされていないということだと思います。

●●推進委員 届け出がされていない、あるいは今回ここでやっているも既にやっているものが、この届け出が遅くなったと考えられる。

事務局 農地台帳システムに、届けて登録されたものがこの面積に反映されていますので、許可なしで個人的にされているものについては出てこない。

●●推進委員 わかりました。もう一点お聞きしたいのですが、よく〇〇㎡の内の〇〇㎡と出てきますが、例えば800㎡の内の500㎡とか、そういうものについては分筆というのは全くされていないのですか。

事務局 田んぼの場合は、一筆が一つになっていけばいいのですが、田んぼによって分かれていてもそれが一番地となっています。ですから荒れた所もあると。

●●推進委員 当事者は分かるけれど、代が変わったりすると何もせずにて、ただこままでということで行われるわけです。

事務局 それは一筆が何筆にも分かれている場合には、そういう風に。

●●推進委員 そういう風にとは。口頭でとか杭を打って。

事務局 杭ではなく、ノリで分かれていますので。

●●推進委員 色々なことが混じっていたら、ここに書いてある面積はあまり関係なく、参考程度のものだということだと。

事務局 参考といいますか、農地台帳にきちんと手続きを踏んだものが載っているということです。

会 長 他にご質問等はありませんか。

●●推進委員 すみません、たいした質問ではありませんが、6番目の●●●●ですが、この方は●●●●の方だったと思います。住所を見ると●●●●になっていたの、施設に入っておられるのかなと思ひまして。

事務局 そうですね。●●●●に入られているのではないかと思います。

●●推進委員 中間管理機構の方が来ておられるので質問をしたいのですが、今日は最

後の会議なのですが、この利用権の設定をして次の新しい借り主さんとの契約の一覧表というものは、新年度に入ってから提出される予定はありますか。

中間管理機構植本委員 失礼いたします。報告終わってから今日帰りますので、次の日に中間管理局が起こすと思います。名簿の方は一覧表でホームページの中でおそらく設定の内容はあると思います。

●●推進委員 そうすると、私達がクリックをして見ないといけないということですか。

中間管理機構植本委員 毎月、合庁という形で出席させて頂いておりますので、それは作ってまた整理して、そういうことであれば公社へ確認して一覧表がいるということ。それと、今もこういった行政の明細の中で中間管理機構ということで、前回は具体的に誰なのかということを知りたいというご意見があったのですが、公社へ確認をいたしましたら、基本的にはこれから応募をしますと、この土地をかりませんかという前提での段階ですので、実際には公社の方も受け手がないと借りない、なかなか難しいということで、それが理屈と現実が違うようです。浜田の農業委員会にも聞きましたが、あくまでも中間管理機構ということで、個人名が決まっているとありきで分かり易く書くのは難しいと。若干、口頭でということであれば、少しは出来ると思いますが。誰々さんの土地を中間管理機構が受け入れて誰々さんに貸し付けをしますということは難しいということではあります。また、ご要望がありましたら、どこまでと言われると色々個人情報とかありますので、こういった場で実際の名前の中でご審議頂ければと思います。私と公社と江津市民の●●さんと若干、ご相談させて頂いてよろしいということであれば次回の総会の方で、出すことが可能であれば対応したいと思います。以上です。

●●推進委員 わかりました。

会 長 他にご質問等はありませんか。

7番委員 先程も質問でありましたが、会社が借りる場合は条件付きでなければいけないとありましたが、これは農地として利用したか報告をしないといけないのですか。

事務局 解除条件付きの農地については3ヶ月に1回、県に報告をすることになっています。特に変更がなければ、そのまま報告をしております。

7番委員 報告としては、農地として利用していますということで報告をしているわけ

ですか。

事務局　そうですね。

会　長　他にご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会　長　質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会　長　挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。その他については、総会終了後、行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。以上で日程のすべてを議了いたします。これをもちまして、第 13 回江津市農業委員会総会を閉会いたします。

〔 閉会 午前 10 時 25 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会　長

署名委員

署名委員